

佐賀県特別会計設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年7月7日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第67号

佐賀県特別会計設置条例等の一部を改正する条例
(佐賀県特別会計設置条例の一部改正)

第1条 佐賀県特別会計設置条例(昭和39年佐賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業を行うために設置する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>佐賀県母子寡婦福祉資金特別会計</u> <u>佐賀県母子福祉資金</u>及び佐賀県寡婦福祉資金の貸付事業</p> <p>(3)～(15) 略</p>	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業を行うために設置する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>佐賀県母子父子寡婦福祉資金特別会計</u> <u>佐賀県母子父子福祉資金</u>及び佐賀県寡婦福祉資金の貸付事業</p> <p>(3)～(15) 略</p>

(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 佐賀県事務処理の特例に関する条例(平成12年佐賀県条例第2号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後												
<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町又は広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 <u>母子及び寡婦福祉法</u>(昭和39年法律第129号)及び同法の施行のための規則に基づく事務のうち</td> <td>各市町</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町又は広域連合	1～4 略		5 <u>母子及び寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号)及び同法の施行のための規則に基づく事務のうち	各市町	<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町又は広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>(昭和39年法律第129号)及び同法の施行のための規則に基</td> <td>各市町</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町又は広域連合	1～4 略		5 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号)及び同法の施行のための規則に基	各市町
事務	市町又は広域連合												
1～4 略													
5 <u>母子及び寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号)及び同法の施行のための規則に基づく事務のうち	各市町												
事務	市町又は広域連合												
1～4 略													
5 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号)及び同法の施行のための規則に基	各市町												

改正前	改正後
ち母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに係る事務で規則で定めるもの	づく事務のうち母子父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに係る事務で規則で定めるもの
6～28 略	6～28 略

(父母のない児童等の身元保証に関する条例の一部改正)

第3条 父母のない児童等の身元保証に関する条例（昭和31年佐賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(保証を受けることができる者の資格)	(保証を受けることができる者の資格)
<p>第2条 この条例により身元保証を受けることができる者は、<u>母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第5条第2項</u>に規定する父母のない児童及び同条第1項に規定する配偶者のない女子が民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に扶養している児童であって、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p style="text-align: center;">(保証責任の限度)</p> <p>第4条 前条の契約は、被保証者が故意または重大な過失により使用者に業務上の損害を与えた場合において知事はその損失を保証するものとし、賠償額および保証期間の限度は次のとおりとする。</p> <p>(1) 賠償額 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により毎年度県議会の議決を経て定める金額の限度において被保証者1人につき1回限り10万円以下</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>第2条 この条例により身元保証を受けることができる者は、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）附則第3条第1項</u>に規定する父母のない児童並びに同法第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子が民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に扶養している児童であって、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p style="text-align: center;">(保証責任の限度)</p> <p>第4条 前条の契約は、被保証者が故意又は重大な過失により使用者に業務上の損害を与えた場合において知事はその損失を保証するものとし、賠償額及び保証期間の限度は次のとおりとする。</p> <p>(1) 賠償額 被保証者1人につき1回限り10万円以下</p> <p>(2) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の佐賀県特別会計設置条例に基づく佐賀県母子寡婦福祉資金特別会計及び佐賀県母子福祉資金に係る歳入歳出で平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までのものは、それぞれ第1条の規定による改正後の佐賀県特別会計設置条例に基づく佐賀県母子父子寡婦福祉資金特別会計及び佐賀県母子父子福祉資金に係る歳入歳出とみなす。